越谷ロイヤル訪問看護ステーション　運営規程

（事業の目的）
第1条
医療法人財団明理会（以下「法人」という。）が開設する越谷ロイヤル訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護ならびに指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）に該当する訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態及び要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護等の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第2条
ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて。全体的な日常生活の維持、
回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2.　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の運営）
第3条
ステーションは事業の運営にあたって、主治医の訪問看護指示書に基づく訪問看護計画
書により適切な訪問看護の提供を行う。
2.　ステーションは、訪問看護を提供するにあたってはステーションの看護師によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称）
第4条
事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする
（1）　名称：越谷ロイヤル訪問看護ステーション
（2）　所在地：埼玉県越谷市伊原 1-2-4

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第5条
ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
（1）　管理者：看護師　1人（常勤　訪問看護師兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行い、適切な事業の運営が行われるように統括する。ただし、ステーションの管理上、支障がない場合にはステーションの他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。
（2）　看護職員：保健師、看護師、准看護師は常勤換算　2.5 人以上（1人以上は常勤）
看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成する。

健康保険法に基づく訪問看護ステーションは助産師を配置することができる。
（3）　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：ステーションの実状に応じた適当数を配置する。
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成する。
（4）　事務職員：1人以上　　必要な事務業務をおこなう。

（営業日及び営業時間）
第6条
ステーションの営業日及び営業時間等は、事業者の職員就業規則に準じて定めるものとする。
（1）　営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除く。
（2）　営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
（3）　電話等により 24 時間常時連絡相談が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）
第 7 条
訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。
（1）　訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
（2）　利用希望者または家族からステーションに直接申込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
（3）　利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから市町村医師会あるいは地域包括支援センター等に調整を求め対応する。
2. 指定居宅サービスに該当する訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。
（1）訪問看護の利用希望者の被保険者証により被保険資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、被保険者証に介護保険法第 73 条第 2 項に規定する介護認定審査会の意見が記載されている場合は、その意見に配慮して訪問看護を提供する。
（2）居宅サービス計画書または介護予防サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供する。なお、利用者が居宅サービス計画または介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者または介護予防介護居宅支援事業者へ連絡、その他の必要な援助をおこなう。
（3）訪問看護の提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には、利用者の意志を踏まえて、速やかに申請が行われるような必要な援助を行うものとする。

（利用時間及び利用回数等）
第 8 条
ステーションが行う医療保険による訪問看護の実施時間は、30 分以上 1 時間 30 分を標準とする。
2. ステーションが行う医療保険による訪問看護の利用日数は、週 3 日を限度とする。
ただし、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び急性憎悪による特別訪問看護指示書の交付された利用者は除く。
3. 介護保険による居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づく訪問看護に係る利用時間及

び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

（訪問看護の内容）
第 9 条
ステーションの訪問看護内容は次のとおりとする。
（1）　病状・心身の状況の観察
（2）　清拭・洗髪等による清潔の保持
（3）　食事及び排泄等、日常生活の世話
（4）　褥瘡の予防・処置
（5）　リハビリテーション
（6）　ターミナルケア
（7）　認知症の看護
（8）　療養生活や介護方法の指導
（9）　カテーテル等の管理
（10）　その他医師の指示による医療処置

（訪問看護の記録の整備）
第 10 条
当ステーションは、訪問看護の実施に伴う以下の記録を整備し、その完結の日から 2 年間（介護保険）、5 年間（医療保険）保存する。
（1）　訪問看護計画書および訪問看護報告書
（2）　訪問看護実施記録書（実施日時、具体的な看護内容、利用者の状態、主治医への連絡内容等）
（3）　その他、医療安全や報酬算定に必要な記録一式

（指定訪問看護等の利用料その他の費用）
第 11 条
ステーションは、訪問看護の基本利用料として介護保険法及び健康保険法又は高齢者医療確保法に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
2. ステーションは、基本利用料のほか、看護師等の訪問看護の提供が、次の各号に該当する場合には、その他の利用料として別表の額を利用者から受けるものとする。
（1）　第 6 条第 1 項に定める営業日以外におこなう訪問看護計画にない訪問看護（医療保険）
（2）　1回の訪問看護が 90 分を超えるとき（医療保険）
（3）　居宅サービス計画上の訪問看護時間を超過して訪問看護を行った場合（但し、居宅サービス計画の修正が出来ない場合に限る）
（4）　介護保険における緊急時訪問看護加算契約以外の緊急に行った訪問看護の場合
（5）　訪問看護と連続して行われる死後の処置
（6）　医療保険、介護保険で請求できない訪問看護の場合（但し、訪問看護事業の目的に即したものに限る）保険相当額の 10 割の額
（7）　看護職員の処遇改善を実施するため、厚生労働大臣が定める基準に基づき、「看護職員ベースアップ評価料」を算定する（医療保険）又、「処遇改善加算」を算定する（介護保険）
3. ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費等の費用を利用者から受けるも

のとする。費用の額については重要事項説明書に定める額とする
4.ステーションは、前 2 及び 3 項に係る利用料の支払いを受けた時は、基本利用料とその他の利用料（個別の費用毎に区分する）について記載した領収書を交付するものとする。
5.ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、利用者又はその家族に対し、基本利用料及びその他の利用料の内容・金額等について説明し、その理解を得るとともに、通常の事業の実施地域以外についての訪問看護に係る交通費の徴収に関しては、予め文書による同意を得なければならないものとする。

（通常の事業の実施地域）
第 12 条
ステーションが訪問看護の提供を行う通常の地域は、越谷市・草加市・吉川市・八潮市・松伏町とする

（緊急時における対応方法）
第 13 条
看護師等は、訪問看護を実施中に利用者に病変の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が取れない場合は緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
2. 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）
第 14 条
指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を別紙のとおり講じることとする。

（事故発生時の対応）
第 15 条
利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなう。

（虐待防止に関する事項）
第 16 条
事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
（2） 虐待の防止のための指針を整備する。
（3） 看護師に対し、虐待のための研修を定期的に実施する。
（4） 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものと

する。

（身体拘束等について）
第 17 条
利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）はしないものとする。
2. 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録する。

（事業継続計画）
第 18 条
業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問看護等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（医療安全管理体制の整備）
第 19 条
当ステーションは、医療安全を確保するため、次の措置を講じる。
（1） 医療安全管理に関する指針（マニュアル）の整備
（2） 医療安全管理者の配置
（3） 医療安全に関する定期的な研修の実施（年 1 回以上）
（4） インシデント・アクシデント発生時の報告体制の確立と原因分析・改善策の実施

（ICT を活用した情報連携体制）
第 20 条
利用者に提供する看護の質の向上および医療安全の確保を図るため、ICT（情報通信技術）を用いた情報連携体制を整備する。
2 主治医、居宅介護支援事業者等と、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠したシステムを用いて、適切な情報共有を行う
3オンライン資格確認システム等を通じて利用者の診療情報・薬剤情報等を取得し、これを活用して質の高い訪問看護を提供する。

（個人情報の保護）
第 21 条
利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）
第 22 条
従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人財団明理会理事長とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則
この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改定するものとする
この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から改定するものとする
この規程は、平成 21 年 3 月 20 日から改定するものとする
この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から改定するものとする
この規程は、令和元年 5 月 16 日から改定するものとする
この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から改定するものとする
この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から改定するものとする
この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から改定するものとする
この規程は、令和 6 年 6 月1日から改定するものとする
この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から改定するものとする
この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から改定するものとする
この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から改定するものとする
この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から改定するものとする